

消費者安全専門調査会の当面の進め方について

平成 22 年 3 月

消費者委員会

1 趣旨

本専門調査会は、消費生活用製品安全法に基づく製品事故情報の集約・公表のあり方、そのほか消費者安全に関する重要事項について調査審議を行う。

消費者委員会としては、消費者の生命・身体被害に係る取組として、消費者安全法に基づいて、消費者事故情報を踏まえて必要があるときは消費者被害の発生・拡大防止に関し必要な勧告等を行うこととなっており、その前提として消費者庁が集約する消費者事故情報の状況を適切に評価・点検する必要がある。また、消費者安全法の施行状況の検討（消費者安全法附則）につながる事項に関する調査審議も重要である。

こうしたことを踏まえながら、本専門調査会としては、当面、主に以下の事項を中心として調査審議を進める。

2 主な審議事項

(1) 消費生活用製品安全法・消費者安全法等に基づく事故情報の集約・公表状況の評価・点検

- ・消費者庁による事業者からの製品事故情報集約、公表、原因究明等について定期的に評価・点検（経済産業省消費経済審議会製品事故判定第三者委員会と下記調査会との合同開催）
- ・消費者庁による行政機関からの消費者事故情報集約、公表、原因究明等について定期的に評価・点検
- ・その他の事故情報への対応についての評価・点検

(2) 消費者事故情報の活用方策に関する調査審議

- ・わかりやすい公表・発信のあり方（事故情報 DB を含む）や、消費者教育・リスクコミュニケーションの展開方策に関する調査審議
- ・内外事例の整理をはじめとする、事故情報に関する分析・原因究明のあり方に関する調査審議
- ・一定期間経過後、上記（1）の評価・点検を踏まえながら、消費者安全法の施行状況等に関する論点整理

3 体制

○製品事故情報の公表については、詳細な事故情報を調査審議対象とすることから、当該分野に関して造詣の深い委員から構成する「製品事故情報の公表等に関する調査会」を設置する。